

## 騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成 1 2 年総理府令第 1 5 号）別表備考に規定する市長が定める区域は、次のとおりとし、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

区域の区分	該当地域
a	平成 2 4 年小平市告示 号により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先
b	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域であって a 区域及び c 区域に該当する区域を除く地域
c	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先

平成 2 4 年 3 月 2 3 日

小平市長 小 林 正 則